

(写)



警察庁丁備企発第186号
令和 4 年 9 月 22 日

農林水産省消費・安全局農産安全管理課長 殿

警察庁警備局警備企画課長



爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底に関する依頼について
標記の件について下記のとおり依頼するので、よろしくお取り計らい願いたい。

記

警察庁では、貴省に「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底に関する依頼について」（平成30年12月19日付け警察庁丁備企発第258号）を発出し、これを受け、貴省におかれては、各都道府県肥料担当主務部（局）長等に対して「爆発物を使用したテロ等の未然防止に向けた肥料販売業者等がとるべき措置の周知・指導の徹底について」を発出され、肥料販売業者等がとるべき措置の周知・指導をされているものと承知している。

しかしながら、本年7月8日、安倍晋三元内閣総理大臣が街頭演説中に銃撃を受け、殺害されるという重大事案が発生したところ、使用された爆発物については、インターネットを通じ調達した化学物質で製造された旨が報じられているほか、近年においても、国内で手製の爆発物や爆薬を製造・所持する事件が複数発生しており、今後、爆発物を使用したテロ等違法行為が行われる可能性は否定できない。

爆発物の原料となり得る化学物質の適正な管理と爆発物を使用したテロ等の未然防止を更に推進するため、貴省におかれては、各都道府県肥料・農薬担当主務部（局）長、肥料・農薬関係団体等に対して、警察官からその職務上、肥料の生産・輸入・販売業者又は農薬の製造・輸入・販売者に係る名簿の閲覧請求があった場合には協力すること及びこれらの者が別添の措置をとるように周知・指導することの2点を徹底するよう改めて働き掛けていただきたく、格段の配慮をお願いする。



別添

- 1 爆発物の原料となり得る化学物質（塩素酸カリウム、塩素酸ナトリウム、硝酸、硫酸、塩酸、過酸化水素、硝酸アンモニウム、尿素、アセトン、ヘキサミン及び硝酸カリウム）について、関係法令に基づく譲渡手続や交付制限及び譲渡の記録に関する書面（電磁的記録を含む。）の適切な保管等の遵守並びに盗難・紛失防止対策の強化を図るなど、適正な管理を徹底すること。
- 2 上記化学物質の取引に際しては、購入者の氏名、住所、使用目的等の確認を確実に行うとともに、特にインターネットを利用した販売を行う場合には、本人性を確実に確認するための措置を講じること。
- 3 上記化学物質の取引に際し、通常取引がないのに大量に購入しようとする者、不自然に連続して購入しようとする者、又は氏名、住所若しくは使用目的等を明らかにすることを拒否し若しくはあいまいにする者など、顧客に不審な動向がある場合には、当該顧客に係る情報（人定事項、電話番号等連絡先又は車両ナンバー等）を把握し、さらに、安全な取扱に不安があると認められる顧客に対しては、販売を差し控えること。
- 4 上記化学物質の盗難・紛失事案が発生した場合や、3に該当する顧客など不審動向が認められる場合には、速やかに警察に通報するとともに、不審点解明に向けた必要な情報提供を行うこと。

農薬使用者のみなさん

農薬ラベルをよく確認しましょう！ 農薬の飛散防止に努めましょう！

1 使用前に農薬ラベルをよく確認しましょう。

- 農林水産省の登録農薬または特定農薬であることを確認しましょう。（登録農薬は農林水産省登録第〇〇〇号と表示）
農薬として登録されていないのに、「病気が治る」「虫がつかない」などと農薬と同じ効能をうたっている疑わしい資材は使用できません。
- 使用前に、ラベルの内容（適用作物、総使用回数、使用量又は希釈倍数、使用時期など）を確認しましょう。
- 最終有効年月を過ぎた農薬は使用しないようにしましょう。
- ケルセン、ベンゾエピン等の販売禁止農薬は使用できません。

※ 農産物直売所に出荷を行う生産者も適用作物を確認しましょう。

農林水産省登録
第〇〇〇号



2 農薬の飛散防止に努めましょう。

散布することをまわりの栽培者に必ず伝えましょう。日頃からコミュニケーションをとるなど、地域の農業者同士の連絡を密にしておくことが重要です。

散布時の対策

- まわりの作物をネットやシートなどで遮へいしたり一時的に覆いましょう。
- 飛散しにくい剤型（粒剤等）の農薬を選びましょう。
- まわりの作物にも登録のある農薬を選びましょう。
- 風のないときや弱いときを選び、風向に気をつけましょう。
- タンクやホースは洗いもれがないようきれいに洗い、農薬が残らないようにしましょう。



3 住宅地及びその近接地域での農薬使用はなるべく避けましょう。 やむを得ず使用する場合は、近隣への情報提供に努めましょう。

- 公園や街路樹等、普段から人が来訪、通行する場所で病虫害防除を行う場合は、平成22年5月に環境省が策定した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」を参考にして、農薬を使用しない防除や飛散防止対策等を実施しましょう。
- 住宅地及びその近接地域の農地における病虫害防除は、まず農薬を使用しない方法を考えましょう。やむを得ず農薬を使用する場合は、病虫害の発生状況に応じて農薬を選び、必要最小限の量及び区域にとどめ、農薬の飛散防止に努めましょう。
- 農薬散布計画を事前に周知したり、散布時・散布後は看板を立てるなど必要な情報を提供しましょう。特に、子供の活動場所や化学物質に敏感な人の居住場所などでは農薬散布による健康影響が生じないよう、最大限の配慮をしましょう。

4 農薬の使用状況を帳簿に記載しましょう。

- 農薬使用状況を把握・確認するため、使用記録をつけましょう。
 { 使用年月日 使用場所 使用農作物名
 農薬の種類又は名称 使用量又は希釈倍数 }
- 使用記録以外に、保管状況、使い残しの農薬および空き容器の処理状況、使用器具の管理状況、事故が発生した時はその状況なども作業日誌に記録しましょう。



5 農薬は、安全な場所に鍵をかけて保管しましょう。

- 農薬は、「毒物」「劇物」とそれ以外を区別して、鍵のかかる所に保管しましょう。
- 「毒物」「劇物」に該当する農薬の保管庫には、「医薬用外」の文字と、「毒物」又は「劇物」と表示しましょう。
- 農薬散布の準備中も、畑やハウス、自動車などに安易に放置せず、適切に管理しましょう。
- 農薬の紛失・盗難に気付いた場合、直ちに警察に連絡しましょう。



6 農薬による環境への影響に注意しましょう。

- 農薬による環境への危害を防止しましょう。
 - ・ 土壌くん蒸剤などガス化する農薬を使用する場合は、確実に被覆などの措置をしましょう。
 - ・ 使用後の残液は用水・河川などに流さず、適切に処理しましょう。
 - ・ 桑園、養蜂地域などへの農薬の飛散防止に十分留意するとともに、危被害がないよう、少なくとも散布2週間前に養蜂組合等に連絡しましょう。
 - ・ 水田で農薬を使用する場合、7日間の止水期間を守りましょう。



7 農薬の調製・散布時には、 防除衣、マスク、手袋、メガネを着用しましょう。

- 農薬散布時は次のことに注意しましょう。
 - ・ 肌が露出しない服装で散布しましょう。 ・ 作業途中の喫煙・飲食は控えましょう。
 - ・ 手袋は、ゴム又はビニール製のものを使用しましょう。
 - ・ 農薬散布専用のマスク、農薬の種類に対応したメガネを着用しましょう。
- 体調のすぐれない時や疲れている時は、散布作業をしないようにしましょう。

8 農薬散布後は、体をよく洗い、衣服を取り替えましょう。

- 作業後は、手・足・顔だけでなく、体全体を石けんでよく洗うとともに、眼も水で洗い、作業期間は衣服を毎日取り替えましょう。
- 作業後は、飲酒をひかえ、睡眠を十分取りましょう。
- 衣服は、他の衣服と区別して、洗濯しましょう。



9 農薬の空容器、空袋、不用農薬は適正に処理しましょう。

- 使用後の空容器は必ず3回以上洗いましょう。
- 散布液は使い切るようにして、用水や河川に流さないようにしましょう。
- 農薬の空容器、空袋や有効期限が過ぎたなどの理由で不用になった農薬は産業廃棄物処理業者に委託するなど適正に処理しましょう。

問い合わせ先

愛知県農業水産局農政部農業経営課 環境・植防・肥料農薬取締グループ 052-954-6411(ダイヤル)

最寄りの農林水産事務所農業改良普及課

尾張農林水産事務所農業改良普及課	052-961-8093	豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課	0565-32-7509
同課 稲沢駐在室	0587-21-2511	新城設楽農林水産事務所農業改良普及課	0536-62-0546
海部農林水産事務所農業改良普及課	0567-55-7611	同課 新城駐在室	0536-23-2172
知多農林水産事務所農業改良普及課	0569-21-8111 (代)	東三河農林水産事務所農業改良普及課	0532-35-6552
西三河農林水産事務所農業改良普及課	0566-76-2400	同 田原農業改良普及課	0531-22-0381
同課 岡崎駐在室	0564-53-1552		
同課 西尾駐在室	0563-57-4154		

農薬による被害が発生しています！ 養蜂家への情報提供をお願いします！

農薬取締法に係る愛知県ゴルフ場農薬適正使用指針により、農薬散布によりみつばち群に被害を及ぼすおそれのあるときは、事前に養蜂組合及び周囲の養蜂家に情報提供することが義務付けられています。

なお、農薬のラベルには使用方法や注意事項等が記載されています。蜜蜂への影響がラベルに記載された農薬を使用する場合は、被害低減のため、**予め、情報提供（※）をお願いします。**



農薬の影響

幼虫が羽化できなくなり、蜂の数が減少していく場合があります。最悪の場合、蜂群が全滅してしまうことも…
蜂が減る程、蜂蜜も採れなくなるので、養蜂家には深刻な問題です。

養蜂家での対策

事前に農薬の種類や散布時期を知ること、養蜂家側で対策をすることが可能です。



愛知県の養蜂

愛知県は近代養蜂発祥の地といわれ、多くの養蜂家が蜂蜜を生産しています。

〈愛知県の飼育状況〉
戸数：379 戸、群数：4,865 群
(2025 年 1 月 1 日時点)
蜂蜜の生産量：100 千 kg
(2024 年次)



蜜蜂は採蜜だけでなく、花粉交配の担い手として作物・果樹の生産のためにも欠かせない存在です。

多くの蜂が死亡していた場合、原因の特定のため検査が必要になり、養蜂家の負担が増加します。

(蜜蜂の死骸)



(蜜蜂の検査)

(※) 養蜂組合の連絡先が分からない場合は、地域の農林水産事務所（農政課畜産担当）、名古屋市内は畜産課へお問い合わせください。

尾 張農林水産事務所:052-961-1599
海 部農林水産事務所:0567-24-2152
知 多農林水産事務所:0569-21-8111
西 三 河農林水産事務所:0564-27-2726
豊田加茂農林水産事務所:0565-32-7363
新城設楽農林水産事務所:0536-62-0545
東 三 河農林水産事務所:0532-35-6166



愛知県 農業水産局畜産課 生産・流通グループ
電 話：052-954-6426
ファックス：052-954-6934

25農経第297号
25水地環第91号
25環活第104号
平成25年6月6日

関係部局長殿

農林水産部長
環境部長

住宅地等における農薬使用について（通知）

住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、平成25年4月26日付け25消安第175号及び環水大土発第1304261号で農林水産省消費・安全局長及び環境省水・大気環境局長から別添のとおり通知がありました。

ついては、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者、病虫害駆除の責任者、農薬使用委託者、農薬使用者等が、本通知に基づき住宅地等において農薬を適正に使用されるよう、関係機関、関係団体等への周知をお願いします。

なお、植栽管理に係る役務については、「平成25年度愛知県環境物品等調達方針」において「特定調達物品」に定められているため、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理の実施にあたっては、本通知の遵守をお願いします。

また、各市町村及び別紙に掲げる関係団体等に対しては別途通知しました。

担 当 農業経営課環境・植防グループ
電 話 052-954-6411
内 線 3668
FAX 052-954-6931

担 当 水地盤環境課規制・土壌グループ
電 話 052-954-6225
内 線 3057
FAX 052-961-4025

担 当 環境活動推進課調整・環境配慮行動グループ
電 話 052-954-6241
内 線 3021
FAX 052-954-6914

25 消安第 175 号
環水大土発第 1304261 号
平成 25 年 4 月 26 日

愛知県知事 殿



農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



住宅地等における農薬使用について

農薬は、適正に使用されない場合、人畜及び周辺的生活環境に悪影響を及ぼすおそれがある。特に、学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹並びに住宅地に近接する農地（市民農園や家庭菜園を含む。）及び森林等（以下「住宅地等」という。）において農薬を使用するときは、農薬の飛散を原因とする住民、子ども等の健康被害が生じないように、飛散防止対策の一層の徹底を図ることが必要である。

このため、農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成 15 年農林水産省・環境省令第 5 号）第 6 条において、「住宅の用に供する土地及びこれに近接する土地において農薬を使用するときは、農薬が飛散することを防止するために必要な措置を講じるよう努めなければならない」と規定するとともに、「住宅地等における農薬使用について」（平成 15 年 9 月 16 日付け 15 消安第 1714 号農林水産省消費・安全局長通知）及び「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）において、住宅地等で農薬を使用する者が遵守すべき事項を示し、関係者への指導をお願いしてきたところである。

しかしながら、依然として、児童・生徒が在校中の学校や開園時間中の公園、庭園等で農薬が散布された事例、街路樹等に対し害虫の発生状況にかかわらず一定の時期に決まった農薬が散布されている事例、周辺住民に事前の通知がないままに農薬が散布された事例等が報告されており、地方公共団体の施設管理部局、庭園、緑地等を有する土地・施設等の管理者等に本通知の趣旨が徹底されていない場合があると考えられる。

ついては、住宅地等における農薬の適正使用を推進し、人畜への被害防止や生活環境の保全を図るため、下記の事項について貴職の協力を要請する。また、別添のとおり関係府省宛てに通知したところであり、貴管下の施設管理部局、農林部局、環境部局等の間においても緊密な連携が図られるよう配慮いただくとともに、貴管内の市区町村においても同

様の取組が行われるよう、市区町村に対する周知・指導をお願いする。

なお、本通知の発出に伴い、「住宅地等における農薬使用について」（平成 19 年 1 月 31 日付け 18 消安第 11607 号・環水大土発第 070131001 号農林水産省消費・安全局長、環境省水・大気環境局長通知）は廃止する。

記

1 住宅地等における農薬使用に際しての遵守事項の指導

農薬使用者、農薬使用委託者、殺虫、殺菌、除草等の病虫害・雑草管理（以下「病虫害防除等」という。）の責任者、農薬の散布を行う土地・施設等の管理者（市民農園の開設者を含む。）（以下「農薬使用者等」という。）に対して別紙の事項を遵守するよう指導すること。

2 地方公共団体が行う病虫害防除における取組の推進

貴地方公共団体が管理する施設における植栽の病虫害防除等が、別紙の 1 を遵守して実施されるよう、施設管理部局及びその委託を受けて病虫害防除等を行う者に徹底すること。取組に当たっては、以下のような地方公共団体における取組事例を参考としつつ、状況に応じ効果的に行うこと。

- （1）植栽管理の業務の委託に当たり、当該業務の仕様書において、農薬ラベルに表示された使用方法の遵守、周辺住民等への周知、飛散低減対策の実施、農薬の使用履歴の記帳・保管等、別紙の 1 に掲げる事項を業務内容として規定する。
- （2）入札の資格要件として、当該業務の実施上の責任者が、当該地方公共団体が指定する研修を受けていること又は当該地方公共団体が指定する資格（農薬管理指導士、農薬適正使用アドバイザー、緑の安全管理士、技術士（農業部門・植物保護）等）を有していることを規定する。
- （3）地方公共団体の施設管理部局の担当者が、本通知の周知・徹底を目的とした研修に定期的に参加する。

また、植栽管理に係る役務については、グリーン購入法（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号））に基づき定められた「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」（平成 25 年 2 月 5 日変更閣議決定）において、「特定調達品目」に定められており、「住宅地等における農薬使用について」の規定に準拠して病虫害防除等が実施されることが環境物品等に該当するための要件とされている。このため、庁舎管理の担当者は、グリーン購入法の趣旨を踏まえ、委託する役務が環境物品等に該当するよう、植栽管理において本通知の遵守の徹底に努めること。

3 相談窓口の設置等の体制整備

健康被害を引き起こしかねない農薬の不適正な使用に関して周辺住民等から相談があった場合に、農林部局及び環境部局をはじめ関係部局（例えば、学校にあっては教育担当部局、街路樹にあっては道路管理担当部局）が相互に連携して対応できるよう、相談窓口を設置する等、必要な体制を整備すること。

別紙

住宅地等における病虫害防除等に当たって遵守すべき事項

1 公園、街路樹等における病虫害防除に当たっての遵守事項

学校、保育所、病院、公園等の公共施設内の植物、街路樹及び住宅地に近接する森林等、人が居住し、滞在し、又は頻繁に訪れる土地又は施設の植栽における病虫害防除等に当たっては、次の事項を遵守すること。なお、農薬の散布を他者に委託している場合にあっては、当該土地・施設等の管理者、病虫害防除等の責任者その他の農薬使用委託者は、各事項の実施を確実なものとするため、業務委託契約等により、農薬使用者の責任を明確にするとともに、適切な研修を受講した者を作業に従事させるよう努めること。

- (1) 植栽の実施及び更新の際には、植栽の設置目的等を踏まえ、当該地域の自然条件に適応し、農薬による防除を必要とする病虫害が発生しにくい植物及び品種を選定するよう努めるとともに、多様な植栽による環境の多様性確保に努めること。
- (2) 病虫害の発生や被害の有無にかかわらず定期的に農薬を散布することをやめ、日常的な観測によって病虫害被害や雑草の発生を早期に発見し、被害を受けた部分のせん定や捕殺、機械除草等の物理的防除により対応するよう最大限努めること。
- (3) 病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためやむを得ず農薬を使用する場合（森林病虫害等防除法（昭和 25 年法律第 53 号）に基づき周辺の被害状況から見て松くい虫等の防除のための予防散布を行わざるを得ない場合を含む。）は、誘殺、塗布、樹幹注入等散布以外の方法を活用するとともに、やむを得ず散布する場合であっても、最小限の部位及び区域における農薬散布にとどめること。また、可能な限り、微生物農薬など人の健康への悪影響が小さいと考えられる農薬の使用の選択に努めること。
- (4) 農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）に基づいて登録された、当該植物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (5) 病虫害の発生前に予防的に農薬を散布しようとして、いくつかの農薬を混ぜて使用するいわゆる「現地混用」が行われている事例が見られるが、公園、街路樹等における病虫害防除では、病虫害の発生による植栽への影響や人への被害を防止するためにやむを得ず農薬を使用することが原則であり、複数の病虫害に対して同時に農薬を使用することが必要となる状況はあまり想定されないことから、このような現地混用は行わないこと。
なお、現に複数の病虫害が発生し現地混用をせざるを得ない場合であっても、有機リン系農薬同士の混用は、混用によって毒性影響が相加的に強まることを示唆する知見もあることから、決して行わないこと。
- (6) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、農薬の飛散を抑制するノズル（以下「飛散低減ノズル」という。）の使用に努めるとともに、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (7) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、

使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。さらに、立て看板の表示、立入制限範囲の設定等により、散布時や散布直後に、農薬使用者以外の者が散布区域内に立ち入らないよう措置すること。

- (8) 農薬を使用した年月日、場所及び対象植物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管すること。病虫害防除を他者に委託している場合にあっては、当該記録の写しを農薬使用委託者が保管すること。
- (9) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (10) 以上の事項の実施に当たっては、公園緑地・街路樹等における病虫害の管理に関する基本的な事項や考え方を整理した「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（平成22年5月31日環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室）に示された技術、対策等を参考とし、状況に応じて実践すること。

2 住宅地周辺の農地における病虫害防除に当たっての遵守事項

住宅地内及び住宅地に近接した農地（市民農園や家庭菜園を含む。）において栽培される農作物の病虫害防除に当たっては、次の事項を遵守すること。

- (1) 病虫害に強い作物や品種の栽培、病虫害の発生しにくい適切な土づくりや施肥の実施、人手による害虫の捕殺、防虫網の設置、機械除草等の物理的防除の活用等により、農薬使用の回数及び量を削減すること。
- (2) 農薬を使用する場合には、農薬取締法に基づいて登録された、当該農作物に適用のある農薬を、ラベルに記載されている使用方法（使用回数、使用量、使用濃度等）及び使用上の注意事項を守って使用すること。
- (3) 粒剤、微粒剤等の飛散が少ない形状の農薬を使用するか、液体の形状で散布する農薬にあっては、飛散低減ノズルの使用に努めること。
- (4) 農薬散布は、無風又は風が弱いときに行うなど、近隣に影響が少ない天候の日や時間帯を選び、風向き、ノズルの向き等に注意して行うこと。
- (5) 農薬の散布に当たっては、事前に周辺住民に対して、農薬使用の目的、散布日時、使用農薬の種類及び農薬使用者等の連絡先を十分な時間的余裕をもって幅広く周知すること。その際、過去の相談等により、近辺に化学物質に敏感な人が居住していることを把握している場合には、十分配慮すること。また、農薬散布区域の近隣に学校、通学路等がある場合には、万が一にも子どもが農薬を浴びることのないよう散布の時間帯に最大限配慮するとともに、当該学校や子どもの保護者等への周知を図ること。
- (6) 農薬を使用した年月日、場所及び対象農作物、使用した農薬の種類又は名称並びに使用した農薬の単位面積当たりの使用量又は希釈倍数を記録し、一定期間保管するこ

と。

- (7) 農薬の散布後に、周辺住民等から体調不良等の相談があった場合には、農薬中毒の症状に詳しい病院又は公益財団法人日本中毒情報センターの相談窓口等を紹介すること。
- (8) 以上の事項の実施に当たっては、都道府県等の防除関係者や農業者向けの「総合的病害虫・雑草管理(IPM)実践指針」(平成 17 年 9 月 30 日農林水産省消費・安全局植物防疫課)や、農薬の飛散が生じるメカニズムやその低減に有効な技術を取りまとめた「農薬飛散対策技術マニュアル」(平成 22 年 3 月農林水産省消費・安全局植物防疫課)も参考とすること。



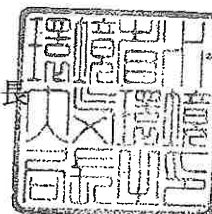
25消安第175号
環水大土発第1304261号
平成25年4月26日

関係府省庁 宛

農林水産省消費・安全局長



環境省水・大気環境局長



住宅地等における農薬使用について

このことについて、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知したので御了知ありたい。

ついては、貴府省庁及び貴府省庁の地方支分部局及び施設等機関の敷地内及び貴職の管理する土地等のうち、住宅地等に近接する場所において農薬を使用される場合には、必要な措置を講じていただくようお願いする。

また、貴府省庁所管の独立行政法人等の関係機関においても同様の措置が講じられるよう指導いただくとともに、貴府省庁の所管する分野においても、本通知を踏まえて農薬が適切に使用されるよう、各都道府県の関係部局及び関係団体に対し、関係者への周知の徹底を指導いただきたい。

農薬飛散による健康被害を防ぎましょう

住宅地等における 農薬使用について

農薬は、植物の病気や害虫の防除、除草などにおいて有効な資材ですが、飛散すると人の健康に悪影響を及ぼすおそれがあります。特に、化学物質過敏症の方、化学物質に対する感受性の高い子どもや妊婦の方に**健康被害が生じないよう配慮**することが大切です。

近年、学校、保育所、病院、公園、住宅地内及びその周辺で使用された農薬の飛散を原因とする、住民、子ども等の健康被害の訴えの事例が聞かれるようになっていきます。

これらの場所やその周辺での、病虫害や雑草の防除は、まずは**農薬を使用しない方法**を考えましょう。

病虫害の発生状況を踏まえ、やむを得ず農薬を使用する場合は、周辺住民へ**事前に周知**するなど健康被害防止に努め、**周辺に飛散させない**ように最大限の配慮をしましょう。

特に注意を要する場所

学校、保育所、病院、公園、住宅地の敷地内とその周辺等の樹木、芝生、農地（家庭菜園を含む）



学校



樹木



芝生



保育所



病院



農地（家庭菜園）



公園



住宅地

2 公園等で農薬を使用する場合は、農薬ラベルの安全使用上の注意事項を確認し、散布中や散布後に散布区域内に関係者以外の人が入らないよう、立て看板などを設置するなど、危被害防止対策をとりましょう。

3 可能な限り、病虫害が発生した部分だけの散布にしましょう。また、可能な限り、人への健康影響が小さいと考えられる農薬を選択しましょう。

4 公園等では病虫害の発生状況をよく確認し、必要のない農薬の混合使用はやめましょう。とくに、有機リン系農薬同士の混合使用は決して行わないようにしましょう。

5 早朝など無風または風が弱いときに散布を行い、散布時は常に風向きやノズルの向き等に注意しましょう。

6 農薬使用後は、使用履歴（年月日、場所、対象植物、使用農薬名、使用量、希釈倍数）を記帳し、一定期間保管しましょう。



農薬散布により、次のような健康影響が出るおそれがあります。

- めまい、吐き気、頭痛、全身の疲労感など

参考：「農薬中毒の症状と治療法 第18版」 農薬工業会発行
公益社団法人 緑の安全推進協会のホームページから閲覧できます
<http://www.midori-kyokai.com/yorozu/tyuudoku.html>

散布作業中や散布後に異常を感じた場合は、最寄りの医療機関にご相談ください。健康相談は、最寄りの県保健所でも行っています。

公園、街路樹等の樹木類に対する病虫害防除の参考資料

- 「住宅地等における農薬使用について」（平成25年4月26日 農林水産省・環境省通知）
http://www.maff.go.jp/j/nouyaku/n_tekisei/jutakuti/pdf/20130426_jutakuch.pdf
→ 防除を業者委託する場合は、上記通知で示された遵守事項を反映させましょう。
- 「公園・街路樹等病虫害・雑草管理マニュアル」（環境省 水・大気環境局土壌環境課 農薬環境管理室）
https://www.env.go.jp/water/dojo/nouyaku/hisan_risk/manual11_kanri.html
- 「樹木等の病虫害防除に関する手引」（公益社団法人 緑の安全推進協会）
<http://www.midori-kyokai.com/pdf/jyumoku-tebikiB.pdf>

★ 農薬の適正使用に関する問い合わせ先

最寄りの農林水産事務所農業改良普及課

尾張農林水産事務所農業改良普及課	052-961-8093	豊田加茂農林水産事務所農業改良普及課	0565-32-7509
同課 稲沢駐在室	0587-21-2511	新城設楽農林水産事務所農業改良普及課	0536-62-0546
海部農林水産事務所農業改良普及課	0567-55-7611	同課 新城駐在室	0536-23-2172
知多農林水産事務所農業改良普及課	0569-21-8111(代)	東三河農林水産事務所農業改良普及課	0532-35-6552
西三河農林水産事務所農業改良普及課	0566-76-2400	同 田原農業改良普及課	0531-22-0381
同課 岡崎駐在室	0564-53-1552		
同課 西尾駐在室	0563-57-4154		

農業水産局農政部農業経営課 環境・植防・肥料農薬取締グループ 電話 052-954-6411（ダイヤルイン）

住宅地等に近接する

樹木、芝生、農地（家庭菜園を含む）及び公園等における病害虫防除

病害虫の発生や被害を確認せず、農薬を
まず、農薬を使用しない方法を考えましょう

病害虫対策の基本

1 発生予防

- ・枝葉が混み合っていると、通風や日当たりが悪くなり病害虫が発生しやすくなるので、間引きや剪定を行いましょう。
- ・落ち葉や枯れ枝は病害虫の越冬場所や伝染源となるので、これらを取り除きましょう。

2 早期発見

病害虫の被害は、毎年同じ時期に同じ場所で発生することが多いので、よく観察して早期発見に努めましょう。

3 早期防除

病害虫を発見した場合、できるだけ早く害虫を捕まえて処分したり、加害部の切り取り処分などを行いましょう。

樹木の病害虫防除

○ 捕殺・枝葉の切り取り

- 卵、幼虫などを見つけたら、すぐにつぶすか捕まえて処分しましょう。
- また、害虫がついた枝や葉を切り取り、処分しましょう。
- （チャドクガは幼虫、成虫、抜け殻のいずれも強力な毒針毛を持っていますので、素手でふれてはいけません。）

○ たいまつによる焼却

金属棒を利用してたいまつを作り、これを利用して毛虫を焼きましょう。ただし、火災には十分に注意しましょう。

○ ブラシ・竹べらなどによるはぎ取り

カイガラムシ類は動かないので、ブラシや竹べらを利用してはぎ取りましょう。

○ こも巻き

マツカレハにはこも巻きを行い、越冬幼虫を集めて処分しましょう。



たいまつで焼却

農作物の病害虫防除

○ 病害虫に強い品種を選びましょう。

○ 防虫ネットやマルチの使用など物理的な防除方法を利用しましょう。



防虫ネットを利用

雑草防除

- こまめな手取りや刈り払い機による刈取りを行いましょう。



こまめに草取り

定期的に散布することはやめましょう

農薬を使用する場合に配慮すること

➡ 誘引トラップの設置、塗布、樹幹注入など、まず散布以外の方法を検討しましょう。



誘引トラップの設置



薬剤の樹幹注入



薬剤の塗布

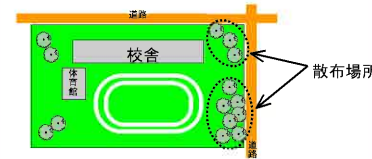
➡ 必ず、登録のある農薬を使いましょう。
ラベルに「農林水産省登録第〇〇〇号」と表示されています。
農薬の使用に当たっては、ラベルの記載内容を守りましょう。

➡ やむを得ず農薬散布する場合は、最小限の区域とし、次のことを守りましょう。

- 1 散布者（あるいは散布を依頼した者）は、事前に周辺住民に、散布目的、日時、農薬の種類、散布者名（連絡先）などを周知しましょう。特に、近くに学校や通学路がある場合は、学校や保護者へも周知しましょう。また、化学物質過敏症の方に配慮した周知をしましょう。

関係者への通知例（学校の場合）

殺虫剤散布のお知らせ	
日時	〇〇月〇〇日 午前〇〇時～午前〇〇時（予定）
場所	校庭の東側（サクラの木 10本）
害虫の状況	毛虫（アメリカシロヒトリ）が大量発生
散布殺虫剤	〇〇乳剤（ピレスロイド系） 4000倍希釈液 約100リットル
次の気象条件の場合、散布を延期あるいは中止します	
◆雨が降っている ◆雨の予報が高確率である	
◆強い風が吹いている ◆近隣に影響を及ぼす風向きである	
散布を実施した場合は	
◆週末の校庭開放は中止します	
◆〇〇日までは散布した木の下で遊ばないでください	
◆校庭で遊んだあとは、せっけんを手をよく洗い、うがいをお願いします	
◆めまい、吐き気、頭痛などの症状がでる可能性があります。散布場所に近づいて気分が悪くなった場合には、離れて新鮮な空気を吸いましょう	
安全管理責任者	〇〇小学校 校長 〇〇〇〇
作業責任者	〇〇造園（株） 電話XXX-XXXX



「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル」について

1 概要

平成22年5月に環境省の水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室が策定したマニュアルで、農薬をできる限り使わないよう管理することを前提に、どうしても農薬を使用しなければならない場合の周辺住民等への健康被害を回避するための留意事項を掲げたものである（令和2年5月改訂）。

2 マニュアルで示された農薬使用を減らすための措置

- ・植栽の前に病害虫に強い樹木・品種をできるだけ選ぶこと
- ・病害虫や雑草の早期発見に努めること
- ・農薬の定期的散布をやめること（被害を確認した上で散布）
- ・農薬以外の物理的防除を優先して行うこと（捕殺や部分除去など）

3 農薬散布時の立入制限範囲の設定（マニュアル27ページから抜粋）

農薬散布開始から散布終了後の農薬が乾くまでの間として、下表のとおり設定。

農薬の種類	農薬使用場所 ¹⁾	対象 (中木:4m程度、 高木:9m程度)	液剤散布の向き	立入制限範囲 (散布区域からの距離)
フェニトロチオン	公園	中木	横向	5m
		高木	横向	5m
			吹上	25m ²⁾
	街路樹	中木	横向	5m
		高木	横向及び吹上	5m
トリクロルホン イソキサチオン	公園	中木	横向	5m
		高木	横向	25m ³⁾
			吹上	25m
	街路樹	中木	横向	5m
		高木	横向及び吹上	5m
エトフェンプロックス	公園	中木	横向	5m
		高木	横向及び吹上	5m
	街路樹	中木	横向	3.5m
		高木	横向	3.5m
			吹上	5m
グリホサート	公園	雑草	通常	1m

1) 公園：入園者及び隣接住宅等居住者を想定。

街路樹：通行者を想定。隣接住宅等居住者は公園に準ずる。

2) 風速が平穏から軽風（風速＜1.5m/s）の場合は10m。

3) 風速が平穏から軽風（風速＜1.5m/s）の場合は5m。

※ 登録内容が変更になる場合があるので、使用前に農薬ラベルの適用作物を確認すること。

○マニュアルの掲載ウェブページ

https://www.env.go.jp/water/dojo/noyaku/hisan_risk/manual1_kanri.html

正しく使って、しっかり省力!
みんなが安心!

ドローン散布 安全チェック ブック

チェック項目
一覧表付き

お問い合わせ先

公益社団法人
緑の安全推進協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田3-3-4
TEL.03-5209-2511 FAX.03-5209-2513
www.midori-kyokai.com

JCPA農薬工業会
〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町2-3-6 宗和ビル4階
TEL.03-5649-7191 FAX.03-5649-7245
www.jcpa.or.jp

協力

一般社団法人
農林水産航空協会
〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル4階
<https://www.j3a.or.jp/>

◎農薬に関する相談や、農薬の安全性と適正使用
などに関する講師派遣のお問い合わせは
(公社)緑の安全推進協会 TEL.03-5209-2512

ドローンを正しく使って、省力的に防除しましょう!

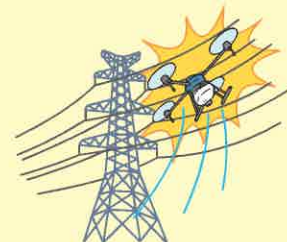
ドローン散布は、農作業の効率化に期待が高まる
一方で、トラブルの報告事例も増加しています。
作物や作業員への危険や損害を防ぐため、散布
前には必ず安全チェックを行いましょう!

✓チェック1：ドローンの登録と点検

使用するドローンは国へ
の機体登録が必要です。
接触や墜落による事故を
防ぐため安全点検を十分
に行い、飛行計画をしま
り立てましょう。



✓チェック2：周辺の安全に配慮



ドリフト被害や接触事故を
防ぐため、散布前には圃場
周辺と天候の状況を
チェックしましょう。

✓チェック4：作業員の安全を第一に

薬液調製やドローン操作
の際は、適切に保護具を
着用しましょう。体調と熱
中症にも注意しましょう。



飲料水も
忘れずに!

✓チェック3：使用薬剤を正しく選ぶ



ドローン散布の登録を取
得した薬剤を選び、ラベル
をよく確認し適正な使用
方法を遵守しましょう。

✓チェック5：散布後の後片づけも忘れずに

農薬使用後も、作業員の
安全と環境への配慮を。
洗浄や廃棄など、しっかり
後片づけをしましょう。



ドローン散布においても、
農薬の適正使用を心がけましょう!

以下の二次元コードから、農薬の適正使用に関する各種
リーフレットがご覧いただけます。是非ご活用ください。

周辺への配慮や、
飛散防止について…
**「飛散防止の
ポイント」**



農薬ラベルの読み方や、
使い方について…
**「農薬を正しく使って
確かな収穫」**



もしトラブルが発生してしまったら、
速やかに関連機関に連絡しましょう!

❶農薬に係るトラブルは…

ドリフト、河川への流出等、農薬に係るト
ラブルが起こった場合は、実施地区の都
道府県農薬指導部(病害虫防除所等)
へ速やかに連絡してください。



❷ドローンに係るトラブルは…

ドローンの墜落、紛失、衝突等飛行に係るト
ラブルはホームページ(下記)からか、飛行許
可を取った地方航空局保安部の運用課、又は
空港事務所へ速やかに連絡してください。



【事故等の報告はこちらから】

ドローン情報基盤システム(DIPS)2.0
<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>



安心・安全なドローン散布のために。裏面でチェック!

散布トラブルを未然に防ぐために、「安全チェック」はしっかりと!

準備から後片づけまで。ドローン散布を安全に行うために、必ずチェック☑しましょう!

見やすい場所に
貼って
ご活用ください!

ドローン関連のチェック! ☑

【事前の準備（飛行計画）】

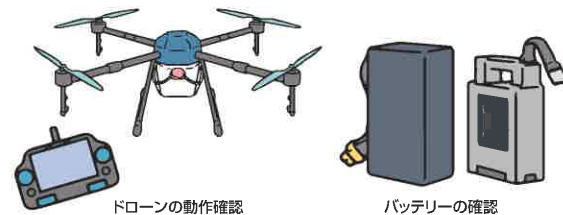
- ☐ ドローンの機体登録、登録番号表示等は行っていますか?
- ☐ オペレーターはドローンでの農薬散布訓練を受けていますか?
- ☐ 農薬散布のための飛行の許可申請は行いましたか?
- ☐ ドローンの定期点検は行っていますか?

[申請・登録・通報はHPから]
ドローン情報基盤システム(DIPS)2.0
<https://www.ossportal.dips.mlit.go.jp/portal/top/>



【散布当日】

- ☐ 使用するドローンは、日常点検の飛行前点検を行いましたか? [モーター、電気系統、ローター等]
- ☐ バッテリーの充電状態を確認しましたか?
- ☐ 予備バッテリーは準備していますか?
- ☐ 散布に使用する薬剤の登録内容を確認しましたか?



周辺の安全をチェック! ☑

【事前の準備】

- ☐ 散布区域の作業地図を用意しましたか?
- ☐ 散布地区周辺への住民に通知しましたか?
- ☐ 散布日の天気予報・風向きを確認しましたか?
- ☐ ドリフトの危険性があるものを確認しましたか?
[周辺の他作物、学校、自動車、河川・水源]
[家畜、ミツバチ]
- ☐ 飛行障害物(電線等)の確認と、回避する飛行ルートを設定しましたか?



【散布当日】

- ☐ 風向き・風速の問題はないですか?
また、風下に他作物・有機圃場はありませんか?
- ☐ 第三者の立ち入りを制限しましたか?
- ☐ 止水管理は行いましたか? (水田の場合)



使用薬剤のチェック! ☑

【事前の準備】

- ☐ 薬剤の登録内容をチェックしましたか?
[作物名、使用時期・回数、希釈倍数、処理量]
- ☐ ドローン散布に適した薬剤*を選びましたか?

*「無人航空機による散布(滴下)」や「無人ヘリコプターによる散布(滴下)」,または「散布」の記載がある場合は、ドローン散布が可能です。
ただし、「空中散布」と記載されているものは有人ヘリでの散布になるため、ドローン散布ができませんのでご注意ください。

■「無人航空機による散布」の登録記載例

ドローンや無人ヘリ散布を前提とした、高濃度少量散布の登録。

例1) ○○○○フロアブル

作物名	適用病害虫名	希釈倍数	使用量	散布方法	使用時期	使用回数
稲	いもち病	8倍	0.8ℓ/10a	無人航空機による散布	7日前	2回

■「粒剤散布、フロアブル原液滴下等」の登録記載例

使用の際は、適切な機体やアタッチメントを選択しましょう。

例2) □□□□粒剤

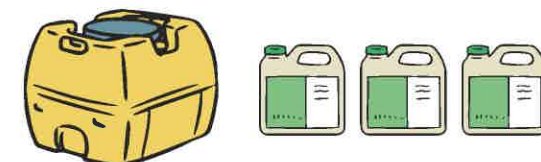
作物名	適用病害虫名	使用量	散布方法	使用時期	使用回数
稲	ウンカ類	3kg/10a	散布	14日前	2回

例3) △△△△フロアブル

作物名	適用雑草名	使用時期	使用量	使用回数	散布方法
移植水稻	水田一年生雑草など	移植直後からノビエ3葉期	500ml/10a	1回	原液温水散布、あるいは無人航空機による滴下

【散布当日】

- ☐ 必要な水量と薬剤量を手配しましたか?



作業者のチェック! ☑

【散布当日】

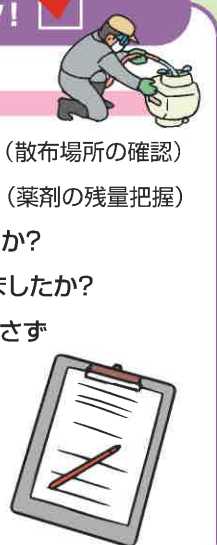
- ☐ 体調に異常はないですか?
- ☐ 保護具はしっかり着用していますか?
・ヘルメット
・ゴーグル
・農薬用マスク
・手袋(薬液調製時等)
・作業服
- ☐ 熱中症対策は万全ですか?



散布後のチェック! ☑

【散布当日～散布後】

- ☐ 圃場に散布漏れはありませんか? (散布場所の確認)
- ☐ 散布量の過不足はありませんか? (薬剤の残量把握)
- ☐ 農薬空容器は適切に処分しましたか?
- ☐ ドローン機体・散布装置を洗浄しましたか?
- ☐ 機体や容器の洗浄液は、水系に流さず適切な処分を行いましたか?
- ☐ 作業者自身の手洗い等を行いましたか?
- ☐ 飛行日誌への記録、飛行後点検を実施しましたか?



ドローンによる農薬等の空中散布を行う皆さんへ 航空法に基づく飛行の許可・承認手続きについて

令和元年7月、農業用ドローンの利活用拡大に向けて各種規制の見直しが行われました。今後、ドローンを使って農薬等を散布する場合には、以下を参照ください。

事前に国土交通省への許可・承認の申請を行ってください。

- ドローンを用いて農薬等を散布する場合には、散布予定日の少なくとも10開庁日前までに申請を行ってください（オンライン申請、郵送又は持参）。
- 許可・承認の申請の際には、①ドローン機体の機能・性能、②操縦者の飛行経歴・知識・技能、③空中散布に係る安全確保体制（飛行マニュアルなど）に関する資料の提出が必要です。

国土交通省
地方航空局等



許可・承認の申請



①機体の機能・性能



②操縦者の飛行経歴・知識・技能



③安全確保体制

許可・承認の申請時の提出資料の一部は省略できます。

- 機体の機能・性能に関する資料の一部の省略
→「資料の一部を省略できる無人航空機」を使用する
<https://www.mlit.go.jp/common/001582421.pdf>
- 操縦者の飛行経歴・知識・技能に関する資料の一部の省略
→「無人航空機の民間講習団体及び管理団体」の講習を受講する
<https://www.mlit.go.jp/common/001579421.pdf>
- 空中散布に係る安全確保体制に関する資料の一部の省略
→「航空局標準マニュアル（空中散布）」を使用する
<https://www.mlit.go.jp/common/001521379.pdf>



※民間の技能認証を用いて飛行許可を受ける際の申請書類の一部を省略する運用は令和7年12月に終了します。ライセンスの詳細については、こちらを御確認ください。
→<https://www.mlit.go.jp/koku/license.html>

許可・承認の申請は代表者（代行者）による申請も可能で、ドローン販売店等でも受け付けている場合があります。

航空法の許可・承認手続きについては、国土交通省航空局からの情報をご確認ください。

航空局ホームページ http://www.mlit.go.jp/koku/koku_fr10_000042.html

無人航空機ヘルプデスク ☎050-3818-9961（受付時間：平日午前9時～午後5時まで）

ドローンによる農薬等の空中散布を行う皆さんへ 農薬等の空中散布を行う際の留意事項について

農薬散布を行う際には、農薬ラベルの記載事項を守るとともに、あらかじめ農薬の空中散布に係る安全ガイドラインに記載の留意事項を確認してください。



<ガイドラインの主な留意事項>

- ・ほ場周辺の地理的状況（住宅地、水道水源等）、耕作状況（収穫時期、有機農業が行われているほ場等）等を十分に勘案し、**実施除外区域の設定**や**散布薬剤の種類、剤型の選定**などを含めた**散布計画の作成**
- ・実施区域周辺（公共施設、民家、巣箱を設置している養蜂家、有機農業に取り組む農家等）への**事前の情報提供**
- ・実施区域内への**第三者の侵入防止**
- ・空中散布時の留意事項
 - －**風向き**を考慮した飛行経路の設定
 - －**散布方法**（飛行速度、飛行高度、飛行間隔及び最大風速）は、機体メーカーが取扱説明書等に示した散布方法を参考に行う。
 - －散布の際には、農薬の散布状況及び気象条件の変化を随時確認しながら、**散布区域外への飛散（ドリフト）が起こらないよう十分に注意**する。

無人マルチローターによる農薬の空中散布に係る安全ガイドライン

https://www.maff.go.jp/j/syoutan/syokubo/gaicyu/g_kouku_zigyo/attach/pdf/muzinkoukuuki-2.pdf



日中・夜間の目視内、又は日中の目視外での空中散布において、立入管理区画の設定等を行えば、操縦者の補助を行う者（ナビゲーター）を配置する必要はありません。

- 詳細は航空局標準マニュアルを参照ください。

航空局標準マニュアル（空中散布）

<https://www.mlit.go.jp/common/001521379.pdf>



マニュアルの安全体制をとれば、人の手を借りなくても済むな。

ご近所へのお知らせと田んぼ周りの注意喚起はしっかりとお願いね。



<立入管理区画の設定イメージ>

【お問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局植物防疫課 防疫対策室国内防除第2班 ☎ 03-3502-8111（内線4562）

あいち病害虫情報トップページ

本文へ

読み上げ・ふりがな

Language

文字サイズ

拡大

標準

背景色

白

黒

青

サイト内検索

検索

詳細検索

愛知県

Aichi Prefectural Government

防災情報

観光情報

事業者・
就業者の方向け

目的からさがす

組織からさがす

分類からさがす

現在地 [ホーム](#) > あいち病害虫情報



メニュー

- [発生予察情報](#)
- [調査データ](#)
- [農業病害虫防除の手引き](#)
- [病害虫図鑑](#)
- [資料集](#)
- [サイトマップ](#)
- [リンク集](#)
- [Email配信の申し込みはこちら](#)
- [著作権とリンクについて](#)

過去の発生予察情報

- [令和6年](#)
- [令和5年](#)
- [令和4年](#)
- [令和3年](#)
- [令和2年](#)
- [令和元年](#)
- [平成30年](#)
- [平成29年](#)
- [平成28年](#)
- [平成27年](#)
- [平成26年](#)
- [平成25年](#)
- [平成24年](#)
- [平成23年](#)
- [平成22年](#)
- [平成21年](#)

あいち病害虫情報トップページ

ページID:0386844 掲載日:2025年8月18日更

新着情報

- 2025年8月18日更新

2025年8月18日更新

2025年8月1日更新

2025年8月1日更新

2025年8月1日更新

2025年8月1日更新

2025年8月1日更新

2025年8月1日更新

2025年7月2日更新

2025年6月12日更新

2025年4月17日更新

2024年12月26日更新

2024年6月18日更新

2024年9月9日更新
- [最新情報\(8月\) \[PDFファイル/152KB\] New!!](#)

[コナジラミ類情報第1号\(トマト\) \[PDFファイル/195KB\] New!!](#)

[予報\(8月\) \[PDFファイル/146KB\]](#)

[令和7年度病害虫発生予察注意報第5号\(ハスモンヨトウ\) \[PDFファイル/303KB\]](#)

[令和7年度病害虫発生予察注意報第6号\(シロイチモジヨトウ\) \[PDFファイル/540KB\]](#)

[2025年8月1日更新](#)

[2025年8月1日更新](#)

[2025年8月1日更新](#)

[2025年8月1日更新](#)

[2025年7月2日更新](#)

[2025年6月12日更新](#)

[2025年4月17日更新](#)

[2024年12月26日更新](#)

[2024年6月18日更新](#)

[2024年9月9日更新](#)
- [最新情報\(8月\) \[PDFファイル/152KB\] New!!](#)

[コナジラミ類情報第1号\(トマト\) \[PDFファイル/195KB\] New!!](#)

[予報\(8月\) \[PDFファイル/146KB\]](#)

[令和7年度病害虫発生予察注意報第5号\(ハスモンヨトウ\) \[PDFファイル/303KB\]](#)

[令和7年度病害虫発生予察注意報第6号\(シロイチモジヨトウ\) \[PDFファイル/540KB\]](#)

[斑点米カメムシ類情報第2号 \[PDFファイル/224KB\]](#)

[オオタバコガ情報第2号\(ダイズ、野菜類、花き類\) \[PDFファイル/268KB\]](#)

[果樹カメムシ類情報第3号 \[PDFファイル/283KB\]](#)

[令和7年度病害虫発生予察特殊報第3号\(ブロッコリー黒すす症状\)](#)

[令和7年度病害虫発生予察特殊報第2号\(ナガエツルノゲイトウ\) \[PDFファイル/657KB\]](#)

[令和7年度病害虫発生予察特殊報第1号\(コムギ縞萎縮病\) \[PDFファイル/186KB\]](#)

[令和6年度病害虫発生予察特殊報第3号\(モモ果実赤点病\) \[PDFファイル/623KB\]](#)

[令和6年度病害虫発生予察特殊報第1号\(クビアカツヤカミキリ\) \[PDFファイル/533KB\]](#)

[令和6年度病害虫発生予察特殊報第2号\(トマトキバガ\) \[PDFファイル/333KB\]](#)

引 用 文 献

- | | | |
|----|--|----------------|
| 1 | 植物防疫講座 | (一社) 日本植物防疫協会 |
| 2 | 農薬概説 (2025) | 同上 |
| 3 | 農薬を使用しないで栽培した場合の病害虫等の被害に関する調査報告 | 同上 |
| 4 | 農薬要覧 (2024) | 同上 |
| 5 | 残留農薬のここが知りたい | (公社) 日本食品衛生協会 |
| 6 | 農薬とは何か | 日本農薬学会 |
| 7 | なるほど! なっとく農薬Q&A! | クロップライフジャパンHP |
| 8 | 農薬と安全性 | 同上 |
| 9 | 農薬散布に使用するマスクの手引き | (一社) 日本くん蒸技術協会 |
| 10 | 農作業に適した被服装備 | 愛知県農業総合試験場 |
| 11 | 食品に残留する農薬等に関する新しい制度
(ポジティブリスト制度) について | 厚生労働省 |
| 12 | 教えて! 農薬Q&A | クロップライフジャパンHP |
| 13 | 農薬の安全性Q&A | (公社) 緑の安全推進協会 |
| 14 | e-Gov法令検索 | |

農薬安全使用Q & A

令和7年10月

(作成)

愛知県農業水産局農政部農業経営課
名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電 話 052-954-6411

F A X 052-954-6931

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/nogyo-keiei/>

(発行)

公益社団法人愛知県植物防疫協会
名古屋市中区丸の内二丁目1番11号

電 話 052-204-2411

F A X 052-204-0539

<http://aichisyokubo.web.fc2.com/>